

佐賀県森林環境税の仕組み



さかの森林を県民みんなで支えていくため、県民と法人に
広く負担していただく「県民税均等割」に上乗せする方法
(超過課税) により納めていただいています。

納税義務者

- 個人** (その年の1月1日現在で)
- ① 県内に住所がある方
 - ② 県内に住所はないが、事務所、事業所
または家屋敷を持っている方
- ※非課税となる方
生活保護法の規定による生活扶助を受けている方、障がい者、未成年者などで前年の所得金額が一定額以下の方など
- 法人** 県内に事務所または事業所を有する法人など

税率

- 個人** 年額500円
(個人県民税均等割の納税義務者が対象)
- 法人** 資本金などの額の区分により
1,000 ～ 40,000 円が加算されます

課税期間 (第4期)

- 個人** 令和5年度～令和9年度
- 法人** 令和5年4月1日～令和9年3月31日の
間に開始する事業年度分

税収の管理

基金により管理し、「さかの森林再生事業」に使用
いみちを限定します

税収規模

約2億4千万円 (平年ベース)



さかの森林を守り・育てるため、
引き続き、
県民のみなさまのご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。



未来につなげよう！さかの森林^{もり}

佐賀県森林環境税



佐賀県森林環境税

検索

豊かな森林づくり・税の使いみちに
関すること

佐賀県 森林整備課
TEL0952-25-7134
FAX0952-25-7312
✉ shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

税の仕組みに関すること

佐賀県 税政課
TEL0952-25-7021
FAX0952-25-7294
✉ zeisei@pref.saga.lg.jp

© 2025 Saga Prefecture.

「佐賀県森林環境税」は、
さかの森林を守り育てるため、間伐などの森林整備に活用されています。
みなさまのご理解とご協力をお願いします。

